

令和3年9月9日

市内認可外保育所
ご利用の保護者の皆様へ

豊見城市長 山 川 仁
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 登園自粛について（要請期間再々延長）

平素より本市、教育保育事業及び新型コロナウイルス感染症予防対策にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、県内の新型コロナウイルス感染者数の状況は、減少傾向にありますが、「警戒レベル判断指標」は未だ第4段階にあり、直近一週間の人口10万人あたりの新規感染者数は、全国で最悪の状態が続いており油断できない状況にあります。

保護者の皆様には、度重なる自粛要請に大変ご不便をおかけしますが、集団感染のリスクを回避するための措置であることにご理解とご協力をお願いし、仕事を休むことが困難な保護者を除き、下記のとおり登園自粛要請期間を再々延長致します。

【登園自粛要請期間】令和3年8月2日（月）～**9月30日（木）**

（緊急事態宣言期間中） ※流行の状況をみて期間を変更する場合があります。

登園自粛要請期間の特例措置として、保育料については、ご利用の認可外保育施設が登園自粛した世帯の保育料の減免を行った場合、保護者に代わり市が施設へ減免相当額の保育料を補助し、保護者の皆様の負担軽減と施設の継続的運営の確保を図ります。

<保護者のみなさまへの大切なお願い>

- 園児に体調不良（発熱、咳、鼻水等）の症状がある場合、登園自粛してください。
- 同居家族に陽性者、濃厚接触者（疑いを含む）のいる場合は、登園自粛してください。
- 健康維持や生活に必要な場合を除き、ご家庭においても外出自粛の徹底にご協力ください。
- 県外への往来（帰省を含む）の自粛と、やむを得ず往来する場合は、帰沖後2週間の登園自粛を可能な限りお願いし、日々の健康観察及びPCR検査を受けてくださいますようご協力ください。

【問い合わせ先】豊見城市 福祉健康部 保育こども園課 電話 850-5088